

## 我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関する グローバル・アクション・プログラム」実施計画（概要）

持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議  
平成28年3月10日決定

### 1 本実施計画の位置づけ

- ・「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」（2005年～2014年）が終了し、2013年の第37回ユネスコ総会において「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択され、2014年の国連総会において、DESDの後継プログラムとして承認されるとともに、ユネスコが引き続き主導機関として指名された。
- ・2014年に開催されたESDに関するユネスコ世界会議において、成果文書として「あいち・なごや宣言」が採択され、GAPの開始が正式に発表された。
- ・本実施計画においては、GAPが定める5つの優先行動分野（①政策的支援、②機関包括型アプローチ、③教育者、④ユース、⑤地域コミュニティ）に沿って、関係省庁が取り組んでいく事項を記載。

### 2 ステークホルダーの取組

#### （1）政策的支援（ESDに対する政策的支援）

- ・「ESD活動支援センター（全国・地方）」による全国的なESD支援のためのネットワーク機能の体制整備をはじめとして、a) 教育政策へのESDの位置づけ、b) 持続可能な開発に関する政策へのESDの反映、c) 多様なステークホルダーの連携の促進、d) 国際的なESDの推進、を政策的に支援する施策について記載。

#### （2）機関包括型アプローチ（ESDへの包括的取組）

- ・ESDを推進するモデル校の育成等、様々な機関が組織全体としてESDの実践に取り組むことを促進し、その取組を支援する施策について記載。

#### （3）教育者（ESDを実践する教育者の育成）

- ・「ESD実践の手引（仮称）」を活用した教職員研修や教材の作成等、教員を含む様々なESD実践者の能力を育成する施策を記載。

#### （4）ユース（ESDを通じて持続可能な開発のための変革を進める若者の参加の支援）

- ・ユースフォーラムの開催や全国ユース環境ネットワーク促進事業の実施等、持続可能な社会の担い手であるユースの参加を支援する施策について記載。

#### （5）地域コミュニティ（ESDを通じた持続可能な地域づくりの促進）

- ・多様なステークホルダーのネットワークの構築や、地方環境パートナーシップオフィスにおけるコーディネート推進、ESDコンソーシアム事業の拡充等、地域における多様なESDに関する学習の機会の提供等に関する施策について記載。

### 3 点検・見直し・評価

- ・各ステークホルダーによる自主的な点検（モニタリング）を推奨する。政府においては、ESD円卓会議を活用するなどして、各ステークホルダーの取組状況を把握し、必要に応じて、ESD関係省庁連絡会議において計画の見直しに努めるとともに、積極的に情報を発信する。
- ・GAPのレビューも見据え、GAP最終年となる2019年に総括的なレビューを行う必要がある。